

訪問看護料金表【介護保険】

清須市(6級地) 単位:10.42円

	単位数		利用者負担額		
			1割	2割	3割
【要介護】			1割	2割	3割
訪問看護 I 1 (20分未満)	314 単位		328	655	982
訪問看護 I 2 (30分未満)	471 単位		491	982	1,473
訪問看護 I 3 (30分以上 60分未満)	823 単位		858	1,715	2,573
訪問看護 I 4 (60分以上 90分未満)	1128 単位		1,176	2,351	3,526
			利用者負担額		
【要支援】			1割	2割	3割
予防訪問看護 I 1 (20分未満)	303 単位		316	632	948
予防訪問看護 I 2 (30分未満)	451 単位		470	940	1,410
予防訪問看護 I 3 (30分以上 60分未満)	794 単位		828	1,655	2,482
予防訪問看護 I 4 (60分以上 90分未満)	1090 単位		1,136	2,272	3,408
			利用者負担額		
【加算】	単位数		利用者負担額		
(1) 緊急時訪問看護加算	574 単位		599	1,197	1,795
(2) 特別管理加算	I	500 単位	521	1,042	1,563
	II	250 単位	261	521	782
(3) 初回加算 I (退院した日に訪問看護を行った場合)	350 単位		365	730	1,095
初回加算 II (退院した翌日以降に訪問看護を行った場合)	300 単位		313	626	938
(4) 退院時共同指導加算	600 単位		626	1,251	1,876
(5) 長時間訪問看護加算	300 単位		313	626	938
(6) 看護・介護職員連携強化加算	250 単位		261	521	782
(7) 複数名訪問看護加算 (30分未満)	254 単位		265	530	795
複数名訪問看護加算 (30分以上)	402 単位		419	838	1,257
(8) ターミナルケア加算	2000 単位		2,084	4,168	6,252
夜間・早朝の場合 25%加算 (18~22時/6~8時)					
深夜の場合 50%加算 (22~6時)					

(1) 緊急時訪問看護加算 574 単位/月
24 時間いつでも、電話での相談を希望する場合。 2) 緊急時訪問看護を必要に応じて行った場合。 上記訪問看護費に準じた料金となります。 (利用者様及びご家族の同意が必要です。) ※ 早朝 (6 時～8 時)・夜間 (18 時～22 時) 深夜 (22 時～6 時) の訪問に加算が入ります。 (2 回目以降の緊急訪問に算定となります)
(2) 特別管理加算 I 500 単位/月 II 250 単位/月
特別管理加算 I 1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理 3) 気管カニューレを使用している状態 2) 在宅気管切開患者指導管理 4) 留置カテーテル使用している状態 特別管理加算 I ①下記の在宅指導管理を受けている 1) 自己腹膜灌流 2) 血液自己透析 3) 酸素療法 4) 中心静脈栄養 5) 成分栄養経管栄養 6) 自己導尿 7) 持続陽圧呼吸療法 8) 自己疼痛管理 9) 肺高血圧症患者 10) 人工呼吸器 ②人工肛門・人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 (週 3 回以上点滴実施)
(3) 初回加算 I 350 単位/月 II 300 単位/月
1) 新規の対象 2) 過去 2 ヶ月間において訪問看護 (医療保険の訪問看護を含む) の提供を受けていない場合 3) 要介護から要支援へ変更した場合 (逆も可能)
(4) 退院時共同指導加算 600 単位/月
1 退院又は対処につき 1 回 ※特別な管理を必要とする利用者について複数日に退院指導を行った場合は 2 回 ※初回加算を算定する場合、退院時共同指導加算は算定しない。
(5) 長時間訪問看護加算
特別管理加算の対象者に対して、一回の滞在が 1 時間 30 分を超える場合、所定のサービス費に加算 回数制限はありません。
(6) 看護・介護職員連携強化加算
*口腔内の略痰吸引、鼻腔内の階吸引、気管カニューレ内部の略吸引、胃瘻または腸による経管栄養及び経鼻経管栄養等の指導を介護職員に対し助言等の指導を行った場合。(医師の指導の元)

<p>(7) 複数名訪問看護加算 30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回</p>
<p>同時に複数の看護師等により訪問看護を行なうことについて、利用者やその家族等の合意を得ており、次のいずれかに該当する場合に算定。</p> <p>①利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合。</p> <p>③上記のいずれかに準ずると認められる場合。</p>
<p>(8) ターミナルケア加算 死亡月 2000単位</p>
<p>死亡日及び死亡日前 14日以内に医療保険または介護保険の訪問看護を、それぞれ1日以上（合計2日以上）実施した場合</p>